

参加団体、支援団体
全国の被爆二世 各位

2020年12月22日
全国被爆二世団体連絡協議会

厚生労働省からの「被爆二世健康記録簿（ひな形）」の 各都道府県、広島市・長崎市への提供について（情報提供）

今年12月17日付で厚生労働省健康局総務課原子爆弾被爆者援護対策室から各都道府県・広島市・長崎市原爆被爆者援護担当課（室）宛に「被爆二世健康記録簿（ひな形）」の提供について」という事務連絡が発出されました。その内容について情報提供いたします。

1 これまでの経緯

全国被爆二世団体連絡協議会（全国被爆二世協）では、1988年発足以来、国（厚生労働省）に対して被爆二世の援護を要求し続けています。

1979年に開始された「被爆二世健康診断（二世健診）」へのガン検診の追加や「被爆二世健康手帳」の発行など要求してきました。その成果もあり、2016年より二世健診の検査項目に多発性骨髄腫検査が追加されました。今年は被爆75周年にあたり、「被爆二世健康手帳」の発行も重ねて要求してきました。そして、今年8月6日広島で、8月9日長崎で、加藤厚生労働大臣が「自治体によって発行している手帳について、二世が健康管理に役立てるため小冊子のひな形を示し標準化する取り組みを検討していきたい」という趣旨の発言を行いました。その後、全国被爆二世協では厚労省とその発言の趣旨や内容について話し合いをしてきました。その結果について、次のとおり情報提供いたします。

なお、この「被爆二世健康記録簿（記録簿）」は、厚労省が発行するものではなく、厚労省が各自治体（各都道府県・広島市・長崎市）にひな形を示し、各自治体が被爆二世健康診断事業の予算で作成・発行するものです。厚労省とは、すべての希望する被爆二世に発行できるように、すべての自治体で発行してもらうようにすることを確認しています。

2 記録簿について（「厚労省健康局総務課原子爆弾被爆者援護対策室 2020年12月17日付事務連絡」より）

- (1) 記録簿の趣旨 二世健診の結果を自身の健康管理に役立てることを目的としたもの
- (2) 記録簿の配布対象 二世健診受診者のうち、記録簿の配布を希望する者
- (3) 記録簿（ひな形）の内容

- 1 本人情報（既往歴・現病歴等）
 - 2 健康診断結果記載欄（一般・精密）
 - 3 予防接種記録欄
 - 4 自由記載欄
 - 5 親の被爆状況等
- 3 全国被爆二世協と厚生労働省とで確認したこと
- (1) この「記録簿」を持っていなくても、本人の申請があれば二世健診は受診することができる。
 - (2) 親が「被爆者健康手帳」を持っていなくても、希望者には各自治体が「記録簿」を発行する。
 - (3) 「記録簿」の内容については、これまでに自治体独自で発行している「手帳」の活用も含め、ひな形を参考にして被爆二世団体や被爆者団体と話し合いをして決めることができる。
 - (4) 記入にあたっては本人が希望するページのみを記入してよい（プライバシーや二世が置かれている社会的立場に配慮するため）。
 - (5) 親が「被爆者健康手帳」を持っていなくても二世健診を受診できることを周知する。
 - (6) これまで以上に被爆二世の健康不安解消に向け、被爆二世が二世健診を受診しやすくし、受診者拡大に努めるよう各自治体を指導する。

以上

問い合わせ先 全国被爆二世団体連絡協議会

HP : <http://www.c-able.ne.jp/~hibaku2/>